

(公社)飛騨市シルバー人材センターが加入する団体傷害保険

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	500万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
後遺障害保険金	死亡保険金の3%～100%	事故日から180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1日5,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合(180日限度)
手術保険金	5,000円×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けた場合(所定倍率は10倍、20倍または40倍。1回限り)
通院保険金	1日3,000円	事故日から80日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合(90日限度)

《保険料》年間2,430円

※就業途上の事故によるケガについても対象となります。

(公社)飛騨市シルバー人材センターが加入する賠償責任保険

- 他人の身体への賠償、保険金額は3,000万円から1億円まで
 - 財物の賠償については、保険金額は、1事故につき支払限度額1,000万円
 - 免責額は、10,000円(できる限り事故を防止する観点から、会員負担とする)
 - 運転中の事故に際しては、賠償保険は適用されません。(会員自身のケガについてのみ、上記団体傷害保険が適用されます)
- 派遣就業中の車での事故は派遣先の車輛保険の適用範囲内となります。